平成２９年（フ）第４３９号
東京都八王子市宇津木町413―３フレンド宇津木203号、住民票上の住所山梨県甲州市塩山一ノ瀬高橋637番地
破産者　曽根　英樹
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第９２５号
東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1114―503
破産者　有田　悦郎
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第９５９号
東京都八王子市明神町２丁目25番８号遠藤荘３号
破産者　天井　恵美
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第９９６号
東京都町田市成瀬台４丁目21番地12
破産者　齋藤　泰弘
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第９９７号
東京都町田市成瀬台４丁目21番地12
破産者　齋藤美代子
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部
平成２９年（フ）第１７９９号
横浜市南区万世町２丁目24番地グランシティレイディアント横濱コンフォルト602号、旧本店所在地横浜市中区寿町３丁目10番地の11
破産者　有限会社エム・アール・イー
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２９年（フ）第４５４号
川崎市多摩区登戸2662―１プラザ向ヶ丘遊園404
破産者　株式会社ティーダ
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２９年（フ）第４８８号
川崎市高津区二子４丁目１番２号中興ビル３－２階
破産者　ダイニング・プロデュース有限会社
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係
平成２９年（フ）第５０号
長野県佐久市長土呂131番地５
破産者　信州サイドキッチン株式会社
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所佐久支部
平成２９年（フ）第１６５号
岐阜市西荘４丁目11番11号
破産者　松栄電子工業株式会社
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所
平成２９年（フ）第３２７号
静岡市駿河区中野新田298番２
破産者　株式会社ルミナス
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第７８８号
京都市伏見区南寝小屋町71番地
破産者　有限会社フィットホーム
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２９年（フ）第２０８号
岡山市北区楢津1299番地４
破産者　二和産業有限会社
1　決定年月日　平成29年11月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第６０７号
埼玉県志木市中宗岡１丁目13番33―204号
破産者　中村　禎治
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係
平成２８年（フ）第５４４号
大阪府和泉市和気町４丁目７番２―105号
破産者　大迫　勝徳
1　決定年月日　平成29年11月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係
平成２９年（フ）第８０５号
札幌市北区北25条西４丁目２番５―906号
破産者　小山　博子
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２９年（フ）第１２１号
福井市日之出２丁目17番13号
破産者　森下　憲二
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係
平成２９年（フ）第３５０号
名古屋市熱田区青池町２丁目36番地
破産者　パワーシステムこと　北見　　晶
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第８４９号
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡６号棟1005号、従前の住所愛知県尾張旭市桜ケ丘町１丁目125番地
破産者　飴田　克彦
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２９年（フ）第３０号
兵庫県加古川市別府町別府835番地の１　マンハイム加古川822号、開始決定時の住所神戸市西区狩場台４丁目21番地の８
破産者　石井　通仁
1　決定年月日　平成29年11月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係